

あした みやまへの未来

障害者が「親なきあと」にも、安心して暮らせるグループホームを

監査、処分がいずれも不十分 川崎市は「厳正処分の執行体制」の整備を

川崎市が指定権限をもつ障害者施設で、不正行為や入所者への経済虐待事件が続発しています。

事件が発覚するたびに、川崎市の監査体制の強化を求めてきましたが、十分な改善が図られてきませんでした。

一方で、グループホーム運営などに、福祉の経験や知識のない事業者の新規参入が増加する傾向も強く、川崎市の「監査の体制強化」と不正発覚時の「速やかな処分体制」の確立が緊急の課題です。

食材費をピンハネして 十分な食事を提供せず

2023年9月に、障害者向けグループホーム（以下GH）を全国120か所で運営する福祉事業会社「恵」が、利用者から食材費を過大徴収していたことが大きく報道されました。

川崎市にも同社のGHがあり、事故報告書の未提出や元管理者についての苦情が相次いだことから、2022年5月から独自の実地指導、監査を行ったところ、過大徴収の事実が明るみに出ました。

法人本部の指示で、実費徴収していた一日当たり一人800円の食材費を250円程度しか充当せず、あとは本部に内部留保していたのです。

これは、障害者虐待防止法で定める「経済的虐待」に該当します。川崎市は、2023年1月に利用者および保護者に説明するとともに、22人分の徴収金額435万円などを返金させました。

ところが川崎市は、この「虐待事件」について、事業会社の処分を行うどころか、新聞報道がされるまでこれ

らの経過を隠ぺいしていたのです。もちろん議会への報告もありませんでした。

その後、同施設の入居者22人分の「支援計画」が本人の同意を得ないままねつ造され、市からの報酬の「不正受給」の実態も明らかになりました。

事件の悪質性に鑑みて、国が障害者総合支援法に基づく特別監査を実施し、12月に改善勧告を行いました。

指導、監査の改善強化を求めてきたが

2018年1月に南部地域療育センターにおいて、既に死亡した児童発達支援管理責任者の印鑑を第三者が使用して不正請求をしていた事件があり、これを機会に市の監査体制の強化を求めてきました。

そして特に経験の浅い、開所から間もない事業所を優先して実地指導を行うとの回答も得ていました。

しかし市は、4人監査の人員を増やしましたが、1500か所を超える全事業所を単年度で立ち入ることは難しいため、改めて通知の発出、既存の自己点検シートの活用や年1回、全事業所を対象に実施する集団指導時において注意喚起を行うなどにとどまり、抜本的に改善を図る手立てはないのが現状なのです。

「一罰百戒」の処分裁定の体制を

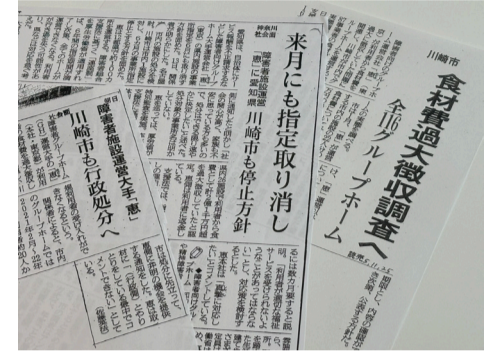
今まで、障害者施設の運営は、事業者の「性善説」に依存してきました。ところが、福祉の経験や知識のない事業者の新規参入が増加する傾向も強く、さらに、事業の指定権限をもつ自治体の監査体制の脆弱さに付け込んで「経済的虐待」や「不正受給」をたくらむ事業者が散見される悲しい現実があります。

そこでまず、指定権者に当たる川崎市の権限を十分に行使し、不正行為を未然に防ぐ確固たる姿勢を事業者へ示すことが肝要と考えます。行政処分にかかわる「違反事

項の判断評価」をより厳しく見直すことを検討し、その上で、不正行為の内容によっては、悪質な法人を積極的に排除する選択肢も不可欠と考えます。

ところが、事業所に対する処分については、介護保険制度のように国からの統一的な基準がないため、障害者施設については、川崎市として「積極的に処分を下す」ことははばかられ、「他の自治体の処分基準等について情報収集を行う」と称して、時間を浪費する傾向が強いのです。現に、いまだに福祉事業会社「恵」に処分は出されていないのが実態です。

川崎市独自の「処分量定の考え方」の整理および国にも障害者施設事業者への「処分の統一的な基準」の策定を求めています。



障害者施設を運営する 法人にも、厳正なチェックを

この問題を調査する中で、大きな問題点を発見しました。今までは、障害者の入所施設などの需要を満たすための「定員数」の絶対量が不足していたことから、違法行為を行った事業者であっても、あえて「処分の量定」を軽く扱う慣例があることです。

障害者入所施設の「サービス内容」よりも、「入所定員枠」を優先してきた実態があるという事実が衝撃を受けました。

これまでの数々の不法行為や虐待行為を行った事業者が引き続き、グループホームの運営や療育センターの指定管理事業を行っていることの疑問がわき上がりました。「処分の量定」を見直す議論を障害担当部署と行う中で、違反内容を点数化して、その合計点で処分の量定を決定する「判断指標」があります。その点数化の過程で、事業者の減点を救済する項目が3点用意されているのです。

例えば、「利用者保護」の名目で「代替サービス確保の見込が立たない場合」は減点が救済されます。これは、入所定員枠を維持するためには、利用者のサービスの実態は無視する、とも理解できる痛恨事です。この「違反事項の判断指標」の見直しと改善が、真に障害者の視点に立った障害者施設運営の見直しへの契機になると認識し、解決に取り組んでいくしかありません。

(2024年3月末現在)

Column 斬

「受益と負担のねじれ」を解消すれば、もっと豊かな市民生活を実現できる。

まず、県から税金を取り戻すことから。本年は、6億9000万円取り戻しました。

川崎市は「国税」「県税」の両方の還元が薄い自治体です。

つまり川崎市民は、税負担に対する恩恵を感じにくい「受益と負担のねじれ」の症状が象徴的な自治体と言えるのです。

市域から徴収された国・県税収額に対する還元率

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
国税額 (百万円)	867,748	904,044	870,454	830,964	921,358
還元率	12.8%	14.5%	15.1%	17.0%	34.4%
県税額 (百万円)	214,957	221,895	190,327	177,319	183,714
還元率	25.3%	44.5%	34.6%	35.8%	40.8%

(川崎市財政局提供資料より作成)

※2020年度の国税の還元率が大きいのは、個人あたり10万円給付による例外。

川崎市は「特別市」の実現をめざせ

そもそも「政令指定都市制度」は、警察行政を除くほとんどの県の役割を担うことで、効率的な行政運営を行うことを目的とする制度です。

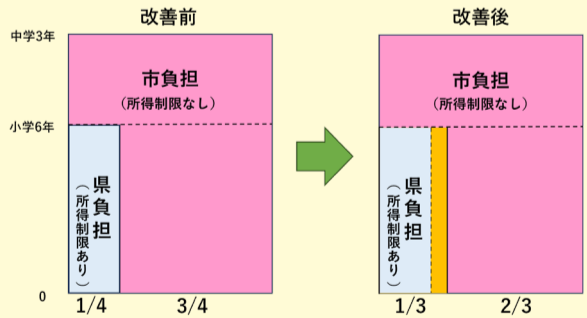
そこで本来ならば、川崎市が県の区域外となることで、現行の市域から徴収されている県税を市の独自財源とすることが求められるはずですが、それによって、市民サービスの量と質の向上を図り「受益と負担のねじれ」の解消を目指す取組が「特別市」制度です。

「小児医療費助成」等の補助格差の解消を実現

これまで「特別市」の実現に向けて、まず、県の事業（県の負担部分）による政令市と一般市の補助率の格差の解消を目指してきました。この見直しが本年4月から実現し、一般市と同等の補助率にできました。

川崎市民は、県民として他市町村と同様の租税負担をしているにもかかわらず、補助率の格差があることで「租税負担の公平性」が大きく損なわれてきたのです。

小児医療費（助成事業）補助金スキーム



■(部分) 県の補助率が1/4から1/3に改善することで2億8900万円増

合計6億9000万円の内訳

- 小児医療費助成 1/4から1/3へ (2億8900万円)
- ひとり親家庭等医療費助成 1/3から1/2へ (7300万円)
- 重度障害者医療費給付補助 1/3から1/2へ (3億1700万円)
- 外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成 補助なしから1/2へ (100万円)
- 沿道建築物耐震化支援事業費 1/9から1/6へ (1000万円)

これまで県は、「受益と負担のねじれ」の改善を頑なに拒んできたのですが、県内の3政令市が「特別市」の動きを強めることで、もはや看過できなくなりました。

これからも「納税することにより、自分たちの生活環境が良くなった」と実感のできる、税金の還元のあり方を追求していきます。

おだかつひさ(織田 勝久)プロフィール

- ◆1961年8月 幸区生まれ。駒場東邦高校、中央大学 法学部卒業 (地方自治、都市政策専攻)
- ◆国会議員秘書を経て、2003年川崎市議会議員初当選。現在 6 期目。市議会総務委員会委員長、健康福祉委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会運営検討協議会および市議会政策担当常任委員、市監査委員。みらい川崎市議団団長等を歴任。現在、総務委員会委員。
- ◆第44代川崎市議会副議長 (2021年5月～2023年5月まで)
- ◆立憲民主党政令市政策連絡会会長。
- ◆ボーイスカウト川崎第54団育成会長、宮前区少年野球連盟顧問、原水禁川崎市連事務局長。
- ◆尊敬する人物/ケネディー元アメリカ大統領、メルケル前ドイツ首相
- ◆好きな作家/司馬遼太郎、宮城谷昌光 (時代の変革期の間人模様に)
- ◆好きな言葉/知行合一
- ◆嫌を避くる者は、皆内足らざるなり
- ◆有馬在住。



おだかつひさ事務所
〒216-0003 川崎市宮前区有馬6-6-1
五十嵐ハイツ102号
TEL/FAX 044-856-5456

